

# 「学校いじめ防止基本方針」（改訂版）

上板町立高志小学校

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「学校いじめ防止基本方針」として策定し、体系的・計画的に、いじめの防止・早期発見等に取り組みます。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込んだり、学校がいじめを隠したと誤解されたりすることのないよう、いじめに対しては、個々の教職員ではなく、組織として一貫した対応を行うものとします。
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」に、いじめの発生時における学校の対応を示すことにより、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。また、いじめを行った児童への具体的な指導方法を定め、再発防止を図ります。
- ④ 「学校いじめ防止基本方針」について、児童や保護者や地域住民に対し、内容の周知を図ります。

## 2 学校いじめ対策組織

- ① 学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。そのため、学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を定めます。
- ② 学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の実情に応じて複数の教職員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、学校医等）から構成します。また、可能ならスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加え、実効性のある人選とします。あわせて、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たっては、児童と関係の深い教職員を加えます。
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表などの参加を図ります。
- ④ いじめの未然防止・早期発見の実効化のために、学校いじめ対策組織に児童に最も接する機会の多い学級担任を加えるとともに、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性（お互いに支え合い、高め合っていく協働的な関係）を向上させます。
- ⑤ 学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とします。

## 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。また、児童生徒が円滑に他の児童と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てます。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高

められるよう努めます。また、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることで、自分は大切な存在である、自らは価値ある存在であると認め、自他ともに受け入れることができる自己肯定感が高められるように努めます。

- ③ 児童自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進します。
  - ④ いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てます。
  - ⑤ 被災時には、誰もがひっ迫した状態になり、人権感覚が薄れる状況に陥りやすくなります。児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てます。
  - ⑥ 児童に対して、インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために、情報モラル教育を充実し、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、携帯電話安全教室等を行い、情報モラルの向上に関する指導の充実を図ります。
  - ⑦ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、処罰を受けられる可能性があることを理解させます。
  - ⑧ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図ります。また、児童に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成させます。
  - ⑨ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、子どもたち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努めます。
  - ⑩ 特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
  - ⑪ 「ゆすり」や「たかり」は、警察との連携を緊密にして対応します。また、「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係等をしっかりと把握し、早期発見に努め、適切に対応します。
  - ⑫ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、中学校に進学する児童に関する丁寧な引継ぎや、不安感を取り除く取組等、各学校間の円滑な接続を図ります。
- (2) 学校におけるいじめの早期発見
- ① 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有します。
  - ② 定期的なアンケート調査、個人面談、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童からの相談に対しては、迅速に対応します。
  - ③ 児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。いじめの情報が寄せられたときは、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し組織的な対応をとります。

### (3) 学校におけるいじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有します。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ② いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを等々を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- ③ いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該児童の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行います。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。また、保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るよう努力します。
- ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求めます。
- ⑥ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で懲戒を加えることも考慮します。
- ⑦ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。
- ⑧ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守ります。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも3か月間を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに、長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校いじめ対策組織の判断で、より長期な期間を設定することができます。

#### イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認します。

## 4 地域や家庭との連携

学校とPTA、地域の子供の健全育成に関わる関係諸団体や機関等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度や学校運営協議会を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。